

教育資金応援定期積金『輝け未来』

水 沢 信 用 金 庫

平成30年10月1日現在

1.商品名(愛称)	・教育資金応援定期積金『 ^{かがや} 輝け未来』
2.販売対象	・生計を共にする子供(未成年または就学中)のいる個人の方
3.契約期間	・1年以上10年以内
4. 預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・定期または数回にわたり掛金の払込みができます。 ・5,000円以上50,000円以内 ・1,000円単位
5.支払方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
6.利息(給付補填金) (1)適用金利 (2)支払方法 (3)計算方法	・固定金利 ・年 0.10%を約定利回りとして満期日まで適用します。 ・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 ・給付補填金は付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
7. 税 金	・個人の給付補填金には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (なお、マル優は利用できません) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8.手数料	—
9. 付加できる特約事項	・普通預金等からの自動振替による預入ができます。
10.中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、初回払込日から解約日の前日までの期間について、解約日の普通預金利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法	・窓口へご照会ください。
12.苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(9時～17時、電話:0197-23-2498、FAX:0197-25-7073)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記 総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・掛込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)
-----------------------	--

教育資金応援定期積金

かがや 未来 輝け未来

子どもたちの未来
応援します！

ポイント1

教育資金応援定期積金「輝け未来」はお子さまの進学や就職時に必要な資金を計画的に貯蓄される方へ金利を優遇いたします。

※保険証・住民票謄本・母子手帳等でお子様の確認をさせていただきます。



適用金利

年 **0.10%**

(税引後：0.079685%)

・利息(給付補填金)計算後の契約金額は1円未満切捨てとなるため適用金利は0.10%未満となる場合がございます。

ポイント2

教育資金応援定期積金「輝け未来」の契約実績を有する方、またはそのご家族の方が当金庫の教育資金をお借入の際に金利を優遇いたします。

※生計を共にするお子様を対象とする融資にお申込みされる方を対象とさせていただきます。

※融資申込み審査の結果ご要望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。



教育資金の貸出金利を

▲0.2%

優遇いたします。

※一社) しんきん保証基金保証商品とさせていただきます。

商品名	教育資金応援定期積金「輝け未来」
対象となる方	生計を共にするお子さま(未成年または就学中)のいる個人の方
契約期間	1年以上10年以内
預入金額	5,000円以上50,000円以内(1,000円単位)
預金お預入時の利息	・年0.10%を約定利回りとして満期日まで適用します。 ・給付補てん金は満期日以後に一括して支払います。 ・給付補てん金は付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
掛込方法	口座振替または窓口扱い
対象となる教育資金お借入商品	一社) しんきん保証基金保証商品とさせていただきます。
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、初回払込日から解約日の前日までの期間について、解約日の普通預金利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高とともに支払います。
税金	個人の給付補てん金には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。

くわしくは「説明書」をご用意しておりますので、お気軽に各店窓口・渉外係までお問い合わせください。

平成31年2月6日現在

